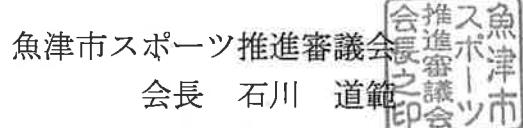


平成29年2月15日

魚津市教育委員会
教育長 畠山 敏一 様



新たなプールの設置について（建議）

魚津市スポーツ推進審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツ施設の整備に関すること等の重要事項を調査審議し、これらの事項について建議するため、スポーツ基本法に基づき設置されています。

このたび、平成26年7月に策定された魚津市公共施設再編方針に基づき、魚津市室内温水プールを建替えることとなり、その「設置場所」と「施設内容」について、平成27年8月4日付けで、魚津市教育委員会から諮問を受けました。

その後、県内他市のプール施設の視察やプール利用者との意見交換会を行いながら会議を重ね、利用者が快適に楽しめるような環境を提供するため、新しいプール施設の方向性を下記のとおりまとめましたので、建議いたします。

記

1 室内温水プールの早期建替えの必要性

現在の室内温水プールは、昭和54年3月に完成してから、約40年経過しており、著しく老朽化が進んでいる。近年は、ボイラー等暖房設備の故障や雨漏り等が相次いで発生し、快適に利用できる状態を保つことが困難になってきている。また、その改修には多額の財政負担を伴うことになる。

この室内温水プールは、年間約4万人もの利用があることを踏まえ、早期の建替えを望む要望書が、指定管理者の公益財団法人魚津市体育協会と魚津市水泳協会から提出されており、一刻も早い建替えが必要とされている。

2 プールの設置場所

公共施設再編方針どおり、魚津市総合体育馆を廃止するのであれば、魚津市浄化センター敷地内に建設することが望ましいと考える。

この場所であれば、用地の確保が容易であり、新しいプールの建設後に、現在のプールを廃止することができ、水泳利用者が切れ目なくプールを利用することが可能になる。

また、ありそドームとトレーニング機能や駐車場を共用でき、これにより、建設費用の抑制が可能となるとともに、ありそドームと一体的な管理も想定でき、管理者による効率的な人員配置による運営費の削減も期待できる。更に、現在地よりも駅に近い場所になることや、ありそドームの体育施設やトレーニングジムとセットで利用できる等、利用者の利便性が向上することで、集客のアップが図られるものと考える。

ただし、建設にあたっては、敷地が細長いため、設備の配置に工夫が必要であり、十分に検討されたい。

3 プールの施設内容

以下の設備を最低限整備することが必要と考えられる。

- (1) 入水スロープが併設され、足元が滑りにくい材質を使用する等、水中ウォークの利用者に対応した、コース幅2.0m以上ある7コースの25m公認プール
- (2) 幼児の使用や成人の水中ウォークに対応できる多目的プール
- (3) 障がい者も楽しめるすべり台等の遊具を伴った、水深0.5m～0.6mの幼児用プール
- (4) 採暖室
- (5) 障がい者対応の多目的トイレ、更衣室
- (6) プールサイドに十分な広さと床暖房設備
- (7) プールエリアの外側からガラス越しにゆったりと見学できる観覧ラウンジ
- (8) ジャグジー施設
- (9) その他の施設設備
事務室、会議室、更衣室、トイレ、器具庫等の収納室、十分な換気機能、機械室（温水・空調用熱源ボイラー、ろ過システム等のスペース）

なお、これらの施設の整備にあたっては、設計段階からプール管理に詳しい人が関与することとし、機能的で利用者が快適に過ごせる施設の構築に努めることが望ましい。

4 その他

その他、下記の事項について配慮することが必要と考える。

- (1) 障がい者も含めた幼児から高齢者までが楽しめる特色あるプールの整備
- (2) バスの乗り入れ等、利用者のアクセス向上
- (3) 小学生等の学習スペースの確保
- (4) 市の財政状況

【審議内容要旨】

1 室内温水プールの早期建替えの必要性

体育協会及び水泳協会からの要望書は、平成23年9月、平成29年1月の2回提出されており、いずれも内容は、老朽化が著しい室内温水プールでは、今後の利用者や水泳競技への影響が懸念されるため、早期の新しい室内温水プールの建設を求めるものであった。

平成28年12月に開催された水泳関係者との意見交換会の場でも、現在のプールの会議室や事務室までもが雨漏りしており、早期のプール建替えを求める声があった。また、早期に建替えることで、東京オリンピック前に完成させ、利用者増につなげてはどうか、といった意見も寄せられた。

2 プールの設置場所

設置場所については、現在地と浄化センター敷地内の2案を軸に検討された。

どちらの場合でも、水泳利用者が切れ目なくプールを利用できるようにするために、新しいプールの建設後に、現在のプールを廃止することを前提とした。

1つ目の現在地での建替えの場合、総合体育館廃止後は、その跡地を活用でき、比較的まとまった敷地として施設の配置が自由に出来ること、吉田グラウンド、弓道場と併せた管理が可能であること、インターチェンジ、幹線道路（国道）に近い市街地の中央付近にあり、中山間地エリアからも行きやすいこと、吉田グラウンド等敷地内の再整備により魅力アップが可能等のメリットが挙げられた。

しかし、公共施設再編方針に基づき吉田グラウンドと弓道場を維持すると、総合体育館の廃止を待たなければ、敷地の確保ができず、早期建替えが困難となる。また、総合体育館廃止後、現地にプールを建設した場合、他に連携できる屋内施設も無いことから、プール施設内にトレーニングジム等新たな設備を設置することが必要となり、財政的にも負担となることが懸念された。

2つ目の浄化センター敷地内の場合は、用地の確保が容易であること、ありそドームとトレーニング機能や駐車場を共用でき、これにより、建設費用の抑制が可能となること、ありそドームとともに一体的な管理も想定でき、管理者による効率的な人員配置により運営費の削減にもつなげられること、現在地よりも駅に近くなり、また、ありそドームの体育施設やトレーニングジムとセットで利用できる等により、利用者の利便性が向上し、集客のアップにもつなげられること等のメリットが挙げられた。

ただし、建設する敷地が細長いため、設備の配置を工夫する必要があり、また、現在、浄化センター内の敷地は、ありそドーム等の大規模イベント時に臨時駐車場として使用していることから、この代替スペースについて、

対応が必要となる等の意見もあった。

3 プールの施設内容

平成28年2月に南砺市福光プールと射水市の海竜スポーツランドの2箇所の視察を行っている。いずれの施設からも開閉シェルターや窓ガラスからの放熱により、温度の確保が困難な状態にあり、開閉シェルターについては、閉めていても隙間から虫や小動物が入り込んでくるとの話を伺った。

また、アリーナや和室といった施設を整備したが、利用がそれほど進まなかつたことや、タッチ板を3千万円で購入したが、年間2回しか利用されていないということも聞いており、施設利用の目的を明確にし、利用者の利便性と効率的な管理が可能となるような設計と設備整備が重要であると認識した。

平成28年12月に行われた水泳関係者との意見交換会でも、ガラス張りについて否定的な意見があり、それに加え、外観や見た目にこだわり過ぎて、特殊な資材で作ると修繕に時間がかかるなどを懸念する意見も聞かれた。

その他、この意見交換会では、水深や飛び込み台等、現在の公認プールの基準に合致するプールを整備すること、コースの幅を現在の1.8mから2.0m以上に拡幅すること、多目的プールを2コースの水深固定式とすること、幼児用プールの水深をこれまで同様、0.5m～0.6mとすること、タッチ板は、エアコンの効いた部屋に収納しなければならない等、管理費が高くつくこと、ジャグジーは、1箇所あるとよいこと等、幅広く様々な意見をいただいた。